

令和3年度「第三次三重県行財政改革取組」具体的な取組 年度実績

番号	具体的取組	工程	令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																							
					成果と課題、今後の方向性等																									
					<p>の向上を図りました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、今年度の実績等もふまえて検証を行い、改善・改革に積極的に挑戦する組織づくりに向けて取り組んでいきます。 <p><柔軟かつ弾力的な勤務形態の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な働き方を目的とした在宅勤務、時差出勤勤務制度は、まずは、試行的な取組として実施しましたが、各職場での業務上の課題等をふまえて引き続き、多くの職員が利用しやすい制度として見直しを進めます。また、在宅勤務システムについて、円滑な運用ができるよう、在宅勤務環境の確保を図ります。 ・障がいのある職員の柔軟かつ弾力的な勤務形態の制度化は、引き続き、障がいのある職員を交えた三重県職員障がい者活躍推進チームで検討を進めます。 																									
2	②スマート自治体へのチャレンジ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□AIやRPAの活用等による業務改善の推進</td> <td>検討</td> <td>順次実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□モバイルワークの実証研究、実施</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□キャッシュレス決済の導入検討</td> <td>検討</td> <td>順次実施</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>□スマート自治体に向けた推進体制の構築</td> <td>検討</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度	□AIやRPAの活用等による業務改善の推進	検討	順次実施			□モバイルワークの実証研究、実施	検討	実施			□キャッシュレス決済の導入検討	検討	順次実施			□スマート自治体に向けた推進体制の構築	検討	実施			<p><AIやRPAの活用等による業務改善の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・RPAについて、令和3年度に新たに適用を検討する所属・業務の募集(8月)、調査(9月)、業務ヒアリング・選定、シナリオ作成・テスト(9月～3月)、導入研修(11月～2月) ・業務量調査による業務改善へ取り組む所属・業務の募集(8月)、改善取組(9月～3月)の実施 ・AI-OCR、RPAについて、庁内向けに、導入・活用を支援する活用サイトを整備し、本格稼働を実施(8月) <p><モバイルワークの実証研究、実施></p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務システム、モバイルワークシステムの運用(通年) ・モバイルワーク専用端末(370台)を全所属へ配付(8月～) ・新たなテレワーク(在宅勤務、モバイルワーク)基盤のあり方検討(4月～)、「スマート自治体を支える最適なネットワーク基盤(DX推進基盤)」とあわせて検討) <p><キャッシュレス決済の導入検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の納付における、スマートフォン決済アプリ等の追加及び導入 ・自動車税種別割の納付に令和2年度から導入したスマートフォン決済アプリのPayB(ペイビー)、モバイルレジに加え、PayPay(ペイペイ)を導入(4月～) ・自動車税種別割の納期内納付における利用状況の確認(6月) スマートフォン決済アプリを利用した納期内納付の実績 令和3年度 35,599件(納期内納付全体の5.4%) ・個人事業税、不動産取得税の納付におけるコンビニ納付及びスマートフォン決済アプリ(PayB、モバイルレジ、PayPay)の導入(7月～) 	<p>・行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に推進する組織として「デジタル社会推進局」を設置するとともに、全庁を指導統括する最高デジタル責任者(CDO)を置き、社会全体のデジタル化に向けた推進体制を構築しました。また、DX推進の核となる若手職員の育成に加え、全所属でDXについての職場研修を実施し、職員間の意識、理解の差の解消を図ったほか、意欲のある職員へのe-ラーニングの提供など、知識の習得と活用能力向上等に取り組み、スマート改革を推進してきました。加えて、Web会議のライセンスの拡充、モバイルワーク端末の全所属への配付を行うとともに、希望所属を対象としたビジネスチャットの試行や、Web会議システム、在宅勤務システムの研修動画を作成し、利用促進を図ったほか、RPAの適用業務も拡充するなど、生産性向上、働き方改革の取組が進展しました。</p> <p>・キャッシュレス決済では、自動車税種別割の納付にスマートフォン決済アプリのPayPayを追加導入するとともに、個人事業税、不動産取得税の納付にコンビニ納付及びスマートフォン決済アプリ(PayB、モバイルレジ、PayPay)を導入しました。</p> <p>・使用料、手数料等へのキャッシュレス決済については令和3年4月に導入し、安定的に運用を行っています。県民のさらなる利便性向上を図るため、収入証紙による手数料の納付方法について、制度の現状や課題、今後の見直しの方向性について、ワーキンググループで検討しました。</p> <p>・県直営集客施設(総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館)において、昨年度末に導入したキャッシュレス決済の安定的な運用を行っています。</p> <p>・県有施設等管理受託者(指定管理事業者、自動販売機設置者、食堂運営事業者等)においてキャッシュレス決済の導入を検討しました。</p> <p>・9月の新型コロナウイルス感染症第5波の際には在宅勤務シ</p>	<p><AIやRPAの活用等による業務改善の推進></p> <p>デジタル社会推進局スマート改革推進課</p> <p><モバイルワークの実証研究、実施></p> <p>デジタル社会推進局スマート改革推進課</p> <p><キャッシュレス決済の導入検討></p> <p>総務部税務企画課</p> <p>出納局出納総務課</p> <p>総務部総務課</p> <p>環境生活部文化振興課</p>
取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度																										
□AIやRPAの活用等による業務改善の推進	検討	順次実施																												
□モバイルワークの実証研究、実施	検討	実施																												
□キャッシュレス決済の導入検討	検討	順次実施																												
□スマート自治体に向けた推進体制の構築	検討	実施																												

番号	具体的取組	工程	令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
					成果と課題、今後の方向性等		
			<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税の納期内納付における利用状況の確認(10月) コンビニ・スマートフォン決済アプリを利用した納期内納付の実績 令和3年度 3,459件(納期内納付全体の24.5%) ・納税通知書へのチラシの同封、県ホームページへの掲載による周知(通年) ○使用料、手数料等へのキャッシュレス決済導入 ・税外収入の一部へのキャッシュレス決済等(コンビニ・スマートフォン収納)の導入(4月~) ・納入通知書へのチラシの同封、県ホームページへの掲載による周知(通年) ・利用状況を確認しながら、必要に応じて改善を実施(通年) ・利用状況の確認 利用実績 5,979件 75,983,648円(2月末時点) (対象納入通知書発行件数全体の18.8%) うち コンビニ収納 5,896件 75,219,847円 スマートフォン収納 83件 763,801円 ・県直営集客施設(総合博物館、美術館、斎宮歴史博物館)におけるキャッシュレス決済の利用(通年) 利用実績(売上ベース) 14.8% (2月末時点) ○県有施設等管理受託業務 ・県有施設等管理受託者(指定管理事業者、自動販売機設置者、食堂運営事業者等)における導入検討(通年) <スマート自治体に向けた推進体制の構築> ・組織改正の実施(4月~) 行政のスマート改革と社会全体のDXの両面を部局横断的に推進する組織として「デジタル社会推進局」を設置するとともに、全庁を指導統括する最高デジタル責任者(CDO)を置き、社会全体のデジタル化を推進。その上で、スマート改革をより一層推進するため、総務部スマート改革推進課をデジタル社会推進局に移管、再編 ・DXの推進に向けた人材育成 全職員・市町職員の希望者を対象にマインド醸成に向けた研修を実施(5月) 全所属を対象に職場内研修を実施(11月~3月) デジタル活用推進員をはじめ意欲のある職員を対象にeラーニングを提供(11月~3月) 令和3年度のスマート人材育成のプログラム検討(4月~8月)、公募(8月)、研修(9月~2月) ・スマート自治体を支える最適なネットワーク基盤(DX推進基盤)の検討(4月~) 「新たなテレワーク基盤のあり方」とあわせて検討) 		<p>システムやモバイルワークシステム、Web会議を活用し、出勤制限のある中でも概ね業務の執行を行うことができ、スマート改革の取組は進展しました。一方、国では9月にデジタル庁が発足するとともに、10月には、デジタル田園都市構想が発表されたほか、12月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定されるなど、デジタル化への取組はよりスピードを増しています。県においても、業務効率化・生産性の向上、県民目線の行政サービス創出に向け、行政のDXに取り組んでいきます。</p> <p>・自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税の納付におけるキャッシュレス決済の導入により、納税者の利便性が高まり、納期内納付の推進や徴収率の向上につながりました。さらなる納税環境の整備については、全国で準備が進められているeLTAXの共通納税システムの拡大に取り組んでいきます。</p> <p>・導入済みの使用料、手数料等へのキャッシュレス決済について、引き続き安定した運用を行うとともに、収入証紙による手数料の納付方法については、ワーキンググループによる見直しの方向性に基づき、次年度から具体的な見直しの検討を行います。</p> <p>・引き続き、県有施設等管理受託業務において、それぞれの施設等の性質を勘案のうえキャッシュレス決済の導入を検討し、可能なものについては導入に向けて検討を進めていきます。</p>	<スマート自治体に向けた推進体制の構築> 総務部総務課 デジタル社会推進局スマート改革推進課	

番号	具体的取組	工程					令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課
									成果と課題、今後の方向性等		
3	③コミュニケーションの活性化	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度					
		□より一層組織的に仕事を確実に進める組織運営の検討					・対話の頻度を増やす事例を紹介した「職場での人材育成の手引」の再周知(4月) ・新規採用職員トレーナー研修、新任班長等研修における人材育成研修の検討、動画による研修の実施(6月～7月) ・プラスアップ研修における「マネジメント」をテーマとした研修の検討、実施(4月～11月) ・ワーク・ライフ・マネジメントシート等を活用した所属長との効果的な面談の実施(4月～2月)	令和2年度 達成済	・より一層組織的に仕事を確実に進める組織運営の検討 ・「職場での人材育成の手引」やOJTにかかる新規採用職員トレーナー研修、新任班長等研修を実施し、チームで職員を育成し、仕事を着実に進める支援を行いました。 ・「マネジメント」にかかる研修についてはコロナ禍もあり Zoomを利用したオンライン研修、e-ラーニング研修等の手法を工夫して実施しました。 ・ワーク・ライフ・マネジメントシート等を活用し、所属長との効果的な面談を進めました。	□より一層組織的に仕事を確実に進める組織運営の検討>	総務部人事課 総務部総務課
		□コミュニケーションを促進する仕組みづくり					・面談・対話を重視したマネジメントに関する研修のプログラム検討、実施(4月～8月) ・プラスアップ研修における「コミュニケーション」をテーマとした研修の検討、実施(4月～11月) ・職場でのストレスを解消するためのここからルーム(健康開発室)での医師、保健師等の産業保健スタッフによる相談対応や、地共済健康ダイヤル等の第三者機関による相談の実施(通年)		・コミュニケーションを促進する仕組みづくり ・「コミュニケーション」にかかる研修についてはコロナ禍もあり Zoomを利用したオンライン研修、e-ラーニング研修等の手法を工夫して実施しました。 ・保健師によるこころと体の健康相談や復職等の支援の相談、健康管理医によるストレスチェックで高ストレス者として判定された職員との面接実施のほか、必要に応じて、精神科医、臨床心理士等による相談対応を行っています。 ・また、地方職員共済組合が行っている電話等による健康相談やメンタル相談事業の利用について周知しています。	□コミュニケーションを促進する仕組みづくり>	総務部人事課 総務部福利厚生課
									・引き続き「みんなで担うOJT」を進めるため、「職場での人材育成の手引」を見直すとともに、対話の頻度を増やし、チームで目標に向かっていく取組を進めます。	□コミュニケーションを促進する仕組みづくり>	
									・コミュニケーションは「三重県職員人づくり基本方針」の重点的取組であることから、引き続き所属長の面談研修、コミュニケーションをテーマとした研修を様々な手法で実施します。 ・職場でのストレスを和らげ、対人関係が円滑にできるよう、引き続き、セルフケアに関する研修、ここからルームでの医師や保健師等によるこころと体の健康相談や復職等の支援を行っていきます。		

番号	具体的取組	工程	令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課														
					成果と課題、今後の方向性等																
II ~県民の信頼をより高めるために～【コンプライアンスの推進】																					
4	①コンプライアンス意識の向上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□コンプライアンス推進体制の確立</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>□「自分事」と捉える仕組みの構築</td> <td></td> <td>検討</td> <td></td> <td>順次実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度	□コンプライアンス推進体制の確立				実施	□「自分事」と捉える仕組みの構築		検討		順次実施	<p><コンプライアンス推進体制の確立></p> <ul style="list-style-type: none"> 各部局等の総務担当課長等を参考してコンプライアンス推進会議を開催し、昨年度末以降に発生した事例の共有・検証や再発防止に向けた意見交換を実施(8月、1月) コンプライアンスの徹底を図る具体的な取組を組織マネジメントシートへ記載し、進捗を管理(通年) コンプライアンスハンドブックの改訂(4月) <p><「自分事」と捉える仕組みの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図るとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施(4月～5月、8月～9月、1月～2月) 知事、副知事、危機管理統括監をはじめ、各部長等からのコンプライアンス等にかかるメッセージを、メールマガジンにて発信(月1回) <p>※コンプライアンスの推進にかかる取組は、別紙1「コンプライアンスの推進(令和3年度の取組状況)」を参照</p>	継続	<p><コンプライアンス推進体制の確立></p> <p><「自分事」と捉える仕組みの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス推進会議を開催し、事例の検証や再発防止に向けた意見交換を行いました。 所属長との個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを通じて、職場内のコミュニケーションを活性化し、対話を通じ組織的に業務を進める風通しの良い職場づくりを進めました。 <p><コンプライアンス推進体制の確立></p> <p><「自分事」と捉える仕組みの構築></p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続きコンプライアンスの推進に向け、コンプライアンス推進会議を定期的に開催して取組内容の検討や進捗管理を行うとともに、職員のコンプライアンス意識を向上させる取組を実施するなど、全庁をあげてコンプライアンスの推進に取り組みます。 	総務部行財政改革推進課
取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度																	
□コンプライアンス推進体制の確立				実施																	
□「自分事」と捉える仕組みの構築		検討		順次実施																	

番号	具体的取組	工程					令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課					
									成果と課題、今後の方向性等							
5	②組織として的確に業務を進める仕組みづくり	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度	<p>＜的確に業務を進めるための仕組みの構築＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施した「組織運営の見直し」の運用(令和3年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長(主査級)」を、地域機関の課に「課長代理(主査級)」を配置)(4月～) ・「組織運営の見直し」の検証(10月～11月) ・三重県公文書等管理条例の確実な運用(通年) 文書事務のハンドブックの改訂(4月) ・令和3年度廃棄予定簿冊に係る審査会の意見聴取(1月、3月) ・内部統制制度の運用(通年) 令和2年度内部統制の運用状況の自己評価をふまえ、基礎評価及び独立的評価を実施し、評価報告書を作成(4月～7月) 各所属において令和3年度リスクマネジメントシートの確定(5月) 令和3年度内部統制の整備状況(リスク対応策の実施状況)について段階的な評価を実施(9月～11月) 令和2年度内部統制評価報告書を監査委員の意見を付して県議会に提出(11月) 各所属において内部統制の運用状況の自己評価を実施(3月) <p>＜業務に関する専門知識の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任班長における業務に関する専門知識(会計事務の適正化、文書管理の適正化、情報公開・個人情報保護の適正な運用、情報セキュリティ対策)の向上、ハラスメント防止にかかる研修のプログラム検討と実施(e-ラーニング研修を含む)(4月～2月) ・職員が職務にかかる「能力」などを習得できるよう、プラッシュアップ研修において能力向上をテーマとした研修の検討、実施(4月～11月) ・「知識・技能・情報収集力」、「調整力」、「発信・説明力」、「企画・計画(段取り)力」等の能力を習得できる e-ラーニング研修の検討、実施(4月～2月) ・新規採用職員や新任所属長研修など、階層別研修においてコンプライアンスに関する研修を実施(4月、7月～8月、11月) 	順次実施						令和2年度達成済	<p>＜的確に業務を進めるための仕組みの構築＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・より一層組織として的確に業務を進める仕組みを構築するため、令和2年度に実施した「組織運営の見直し」に基づき、令和3年度の組織改正等をふまえ、本庁の班に「係長(主査級)」を、地域機関の課に「課長代理(主査級)」を配置しました。 ・三重県公文書等管理条例に基づき、公文書の適正な管理を行っています。 ・不適切な事務処理や不祥事を未然に防止するため、内部統制制度を運用し、評価部局において令和2年度内部統制評価報告書をとりまとめ、県議会に提出しました。 <p>＜業務に関する専門知識の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任班長における業務に関する会計事務の適正化、文書管理の適正化、情報公開・個人情報保護の適正な運用、情報セキュリティ対策向上の自己学習、ハラスメント防止にかかる e-ラーニング研修を実施しました。 ・職員が職務にかかる「能力」などを習得できるよう、プラッシュアップ研修において能力向上をテーマとした研修、e-ラーニング研修を実施しました。 ・新規採用職員、新任所属長、新任班長、新任主任など、各階層別にコンプライアンス研修を実施しました。 <p>＜的確に業務を進めるための仕組みの構築＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織運営について、不適切な事務処理の防止、コミュニケーションの活性化、業務の見直しや効率化による組織力の向上、人材の育成などの視点から、めざす効果が得られるよう、引き続き、的確に運用していきます。 ・三重県公文書等管理条例について引き続き、確実に運用していきます。 ・内部統制制度については、監査委員や県議会からの意見をふまえ、より実効性のある制度となるよう継続的にプラッシュアップを図りながら運用していきます。 <p>＜業務に関する専門知識の向上＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、管理・監督職員である新任班長に対して専門知識の向上、ハラスメント防止にかかる研修を実施します。 ・職務にかかる「能力」などを習得できるよう、集合研修、e-ラーニング研修等、多様な手法による研修を引き続き実施します。 ・不適切な事務処理や不祥事の再発防止に向けて、引き続き階層別にコンプライアンス研修を実施します。 	総務部総務課 総務部法務・文書課 総務部行財政改革推進課

番号	具体的取組	工程	令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課													
					成果と課題、今後の方向性等															
III ～県財政の健全化に向けて～【持続可能な行財政運営の確保】																				
6	①県財政の基盤強化と機動的かつ弾力的な行財政運営の確立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□経常的な支出の抑制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>□多様な歳入確保策の推進</td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度	□経常的な支出の抑制				実施	□多様な歳入確保策の推進			実施		<p><経常的な支出の抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・超長期債(30年)の令和2年度発行割合を維持(9月～) ・経常的な支出を抑制した令和4年度当初予算の編成(10月～2月) ・総人件費の抑制(通年) <p><多様な歳入確保策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税収入の確保 <ul style="list-style-type: none"> 【市町と連携した現年度滞納整理対策(現年度対策)の促進支援】 各地域税収確保対策会議で説明、共有(5～6月) 市町支援窓口の運営(通年) 情報交換会等の開催など(随時) 動画視聴、オンラインによる市町職員が参加できる研修の開催(6月～11月) 三重県地方税収確保対策連絡会議で各地域の取組を報告(2月) 【市町と連携した三重地方税管理回収機構を活用した繰越滞納分滞納整理の促進支援】 各地域税収確保対策会議で報告、依頼(5～6月) 機構の活動状況の報告(通年) 機構との情報交換会(7月、9月、10月、11月、1月) 三重県地方税収確保対策連絡会議で報告(2月) <p>【個人住民税における特別徴収義務者の指定のさらなる徹底】</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人住民税に関する課題検討会の開催(8月、11月) 検討結果を市町へ提供(10月、11月) 令和3年度特別徴収の割合の分析、情報提供(10月) <ul style="list-style-type: none"> ・外部資金助成制度の情報を提供(4月～) ・ネーミングライツの活用(4月～) <ul style="list-style-type: none"> スポーツ施設:3施設【R2年度 2施設】、歩道橋:12 施設【R2年度 10 施設】、都市公園:1施設【R2年度 1施設】 計 16 施設 15,530 千円 【R2年度 13 施設 13,230 千円】 ・クラウドファンディング事業の実施(4月～) <ul style="list-style-type: none"> 5事業 6,373 千円 【R2年度 4事業 3,628 千円】 ・財産の有効活用、未利用財産の売却等の促進 <ul style="list-style-type: none"> 未利用財産(土地・建物)の売却(通年) <ul style="list-style-type: none"> 72,029 千円(10 件) 【R2年度 463,100 千円(11 件)】 自動販売機設置場所の貸付(通年) <ul style="list-style-type: none"> 99,093 千円(201 台) 【R2年度 95,105 千円(208 台)】 広告付き案内地図の設置(通年) <ul style="list-style-type: none"> 2,508 千円(2か所) 【R2年度 2,508 千円(2か所)】 	<p><経常的な支出の抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な財政運営を維持できるよう、経常的な支出の抑制を図るとともに、多様な財源確保の取組を推進しています。 ・簡素で効率的・効果的な業務執行が可能となる組織体制の整備に努め、職員数の抑制を図りました。 <p><多様な歳入確保策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に設置した市町支援窓口については、各地域において市町との連携をより深め具体的な取組を進めています。また、三重地方税管理回収機構の活用、個人住民税における特別徴収義務者の指定の徹底については、これまでの取組を継続し進めています。 ・これまでに実施してきた未利用財産(土地・建物)の売却や自動販売機設置場所の貸付等の取組を継続するとともに、新規の広告媒体による歳入確保に取り組みました。 <p><経常的な支出の抑制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も、持続可能な財政運営の確保に向けて、経常的な支出の抑制や多様な財源確保の取組を継続していきます。 ・総人件費については、引き続き全体数の抑制を図りつつ、選択と集中を行い、多様な行政ニーズに的確に対応していきます。 <p><多様な歳入確保策の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町支援窓口については、研修会・情報交換会の開催、管内市町と連携した差押強化月間の広報や共同滞納整理など各地域の実情に応じた取組を進め、市町とより連携を深めることができました。各地域の取組をさらに発展させるため、納税課長会議等で先進的な取組などの情報共有を行いながら県税収入の確保に努めています。 ・また、令和4年度から個人県民税対策の強化策として、三重地方税管理回収機構徴収第二課の機能を拡充するなど、機構、市町、県が連携し、徴収対策を促進していきます。 ・新たな歳入を確保するため、今年度から県庁エレベーターへ広告を設置しました。 ・未利用財産(土地・建物)の売却に必要となる境界確認等の手続きを進めています。 ・引き続き、「第三次みえ県有財産利活用方針」(令和2年3月策定)に基づき、未利用の県有財産の有効活用及び売却に取り組むとともに、「みえ公共施設等総合管理基本方針」(平成27年3月策定)に基づき、長期的な視点に立って、県有財産の保有及び利活用の状況が最適なものとなるよう取り組みます。 	<p><経常的な支出の抑制></p> <p><多様な歳入確保策の推進></p> <p>総務部財政課 総務部総務課</p> <p><多様な歳入確保策の推進></p> <p>総務部税収確保課 総務部財政課</p> <p>総務部管財課</p>
取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度																
□経常的な支出の抑制				実施																
□多様な歳入確保策の推進			実施																	

番号	具体的取組	工程	令和3年度 取組実績	取組達成度	取組状況		担当課																			
					成果と課題、今後の方向性等																					
			<p>エレベーター広告の掲出(契約4月、掲出7月~) 317千円(4機) ※R3年度 新規 公用車等への広告掲載(通年) 2,032千円(65台) 【R2年度 1,981千円(64台)】</p>																							
7	②多様化する県民ニーズに応えるための取組の推進	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組項目</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>□県民参加型予算の導入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>□事務事業の積極的な見直し</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>□県有施設見直しの着実な推進</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>実施</td> </tr> </tbody> </table>	取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度	□県民参加型予算の導入				実施 	□事務事業の積極的な見直し				実施 	□県有施設見直しの着実な推進				実施 	<p><県民参加型予算の導入> -事業提案の募集(6月~8月) -部局における事業構築(9月~11月) -知事査定(1月) -令和4年度当初予算への反映(2月)</p> <p><事務事業の積極的な見直し> -令和4年度当初予算編成において事務事業の積極的な見直し(10月~2月)</p> <p><県有施設見直しの着実な推進> -県有施設見直しの着実な推進(通年)</p> <p>※対象施設個別の進捗状況は、別紙2「第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧」を参照</p>	<p>継続</p>	<p><県民参加型予算の導入> <事務事業の積極的な見直し> -県民参加型予算の取組として、「みえDXアイデアボックス」も活用し、県民等からアイデアや意見などを広く募集し、それらのアイデア等をもとに「県民提案枠」として令和4年度事業を構築しました。 -令和3年度実施事業について、令和4年度当初予算編成過程において、複数の事務事業の統合を行ったほか、廃止・休止による事務事業の見直しを行いました。</p> <p><県有施設見直しの着実な推進> -県有施設見直しの着実な推進に取り組みました。</p> <p><県民参加型予算の導入> <事務事業の積極的な見直し> -今後も、財源を有効に活用しメリハリのある予算編成を実現することにより、県民ニーズに応えられるよう取り組んでいきます。</p> <p><県有施設見直しの着実な推進> -見直しによる維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上をめざし、引き続き見直しの着実な推進に取り組んでいきます。</p>	<p><県民参加型予算の導入> 総務部財政課</p> <p><事務事業の積極的な見直し> 総務部財政課</p> <p><県有施設見直しの着実な推進> 総務部行財政改革推進課</p>
取組項目	2年度	3年度	4年度	5年度																						
□県民参加型予算の導入				実施 																						
□事務事業の積極的な見直し				実施 																						
□県有施設見直しの着実な推進				実施 																						

コンプライアンスの推進（令和3年度の取組状況）

県民の皆さんからの信頼をより高めていくため、職員のコンプライアンス意識を向上させるとともに、的確な業務の進め方を徹底するなど、コンプライアンスの推進に取り組みました。

1 知事部局等の主な取組

- ・各部局等の総務担当課長や各地域防災総合事務所長等を参考して「コンプライアンス推進会議」を開催し、事例の共有・検証や再発防止に向けた取組について意見交換を行いました。
- ・職員一人ひとりのコンプライアンス意識を向上させるとともに、所属におけるコミュニケーションの活性化と担当者の孤立感の解消を図るため、各所属で個別面談方式によるコンプライアンス・ミーティングを実施しました。
- ・昨年度から運用を開始した内部統制制度について、「令和2年度三重県内部統制評価報告書」をとりまとめるとともに、その評価結果もふまえ、各所属において令和3年度のリスク対応策の整備・見直しを行い、整備状況の段階的な評価を実施するなど、事務の適正な執行の確保に向けて運用しました。

2 教育委員会の主な取組

- ・県教育委員会事務局に「三重県教育委員会コンプライアンス推進委員会」を設置し、不祥事を根絶し、信頼される学校・教職員であり続けるための総合的な対応策・取組を検討するとともに、教職員向けのコンプライアンスハンドブックを策定しました。また、管理職向けリスクマネジメントマニュアルの策定を進めています。
- ・各県立学校に「学校信頼向上委員会」を設置し、管理職と教職員が児童生徒とのかかわり方や教職員同士の関係性などを議論し、教職員一人ひとりが自分事として取り組めるよう、学校として取り組む事項を「信頼される学校であるための行動計画」に位置づけ、不祥事の根絶に向けた取組を進めました。
- ・年次別研修においてコンプライアンスに関する研修を行い、教員としてあるべき姿を改めて見つめ直す機会を設けました。初任者については、教職員になるにあたっての決意や心構えを記載したレポートを提出させました。

3 警察本部の主な取組

- ・警察学校において、採用時における職務倫理や基本実務の教育訓練を実施しているほか、専門業務分野への登用や昇任時の各段階においても職務倫理の再教育や適正な職務を執行するための教育訓練を実施しました。
- ・警察署等の職場において、個々の警察職員の能力や職務に応じた個人指導、研修会のほか、実践的な訓練を通じて職責の自覚を養い、警察職員に求められる高い倫理観の醸成を図りました。
- ・警察庁による警察本部と警察署を対象に行う監察のほか、県警の監察部門においても、各所属における職務倫理と服務に関する取組や規律の保持状況を確認し、必要な指導を行い改善を図るとともに実際に発生した非違事業の原因や背景等を踏まえた対策を推進しました。また、全国警察の情報共有制度により提供される懲戒処分事案の情報を活用し、各所属幹部による職務倫理や服務に関する指導を行いました。

第三次三重県行財政改革取組における県有施設の見直し一覧

○この一覧表は「三重県財政の健全化に向けた集中取組」での「県有施設の見直し」において定めた個別施設の見直しの方向性や、調整経過等を整理したものです。

○見直しの方向性を定めた施設については、府内での検討や関係団体との調整を進め、着実に見直しを進めていきます。

○廃止や統合を含めた施設のあり方の検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面から見直しを行うとともに、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組みます。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	備蓄倉庫 <直営>	廃止(売却) 当該施設は、防災関係資機材を保管する目的で平成2年に建設され、現在も資機材を保管している。 現在の場所でなければならない理由がないこと、資機材の移動先も確保可能であることなどから、廃止(売却)の方向で検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.7まで 保管している資機材の要・不要の分別 ・H30.8 必要な資機材の移動 ・H30.11 第二次みえ県有財産利活用方針に基づく地元自治体への購入意向確認(意向なし) ・R1.6~7 アスベスト分析調査(なし) ・R1.8~11 登記・測量業務の実施 ・R1.8~ 不要な資機材の処分 ・R1.12 不動産鑑定の実施 ・R2.3 売却 	防災対策部
2	衛星第2統制局舎 <直営>	廃止(解体) 当該施設は、本庁舎が地震等により無線統制局としての機能を果たせなくなる場合に備えて平成9年に建設されたが、現在は倉庫として利用している。 本庁舎の免震化により無線統制局の機能は確保されていることなどから、廃止(解体)の方向で検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部において、当該施設敷地とその背後地を併せた利活用を検討中 ・保管している無線設備の予備品等の要・不要の分別、設備の廃止に必要な手続きを実施 ・令和2年度に防災用備蓄品として、新たに新型コロナウイルス感染症対策の資機材を購入したが、現有倉庫に空きがないことから、一時的に保管場所として使用している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管している備蓄資機材の保管場所確保が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備蓄資機材の移動先の検討 ・移動先の決定後、物品の移動 ・総務部の利活用方針等をふまえ、必要な対応を実施 	防災対策部
3	旧三重県鳥居会館 <直営>	廃止(貸付又は用途変更) 当該施設は県立看護短期大学として昭和34年に建設されたものである。平成9年に用途廃止をした後は倉庫・書庫として活用していたが平成26年度限りで老朽化に伴い使用を禁止している。 建物の解体撤去に多額の費用がかかることなどから、民間活力を生かした利活用スキームも含めて、廃止(貸付又は用途変更)の方向で検討を進める。	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.4~5 部内で課題を整理し、利活用案を策定 ・H30.6~7 民間事業者から利活用案に対する意見を聴取 ・H30.7~12 民間事業者の意見をふまえ、部内で利活用案の再検討 ・H31.1~ 破損箇所の直営修繕等コストを抑えた維持管理の実施 ・R1.12~ 県庁周辺の県有地として利活用の検討 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の有効活用に必要な建物解体の経費は多額であるため、財政状況を考慮しながら実施を検討 ・定期借地を前提に業者へ聞き取りをした結果、立地等の諸条件から、商業用等の民間による活用は望めない ・広域的な公園混亂地のため、売却等の処分を行うに際しては、測量・分筆・登記等の整理が必要 ・利活用に当たっては、同一敷地内にある体育館(リサイクルセンター)の取扱と併せた検討が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来的に県庁周辺を再整備する際には代替用地となる可能性があることから、土地は保有したまま利活用を図ることとする。管理に要する費用を最小限に抑えつつ、安全性を確保しながら、実現可能な利活用方法を検討していく 	総務部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
4	職員公舎 (浜島、尾鷲13号) <直営>	<p>廃止(売却)</p> <p>浜島は昭和59年、尾鷲13号は平成7年に職員公舎として建設された。 施設の老朽化や今後の利用見込みを踏まえると、地域内の公舎へ集約化を図ることが合理的であることから、集約化により廃止(売却)の方向で検討を進める。</p>	<p><浜島住宅> 【経過】 •H30.3.31 入居者の転居完了 •H30.5 用途廃止手続き •H30.7~9 敷地の所管換え手続き(農林水産部→総務部) •H30.9 志摩市へ取得要望照会(結果:希望なし) •H31.1~ 売却手法の検討、接道条件の改善に向けた調整 •R2.11~ 接道条件の改善に向けた課題の洗い出し •R3.10 民間事業者に購入の意向を確認(結果:購入不可)</p> <p>【課題】 •接道条件等を改善しても民間事業者に宅地のニーズはない •志摩市に利活用の希望はない •隣接する栽培漁業センターの種苗生産に悪影響を及ぼす可能性があるため、売却後に振動や汚染の発生する施設が建設されることは望ましくない</p> <p>【今後の予定】 •引き続き、周辺施設における開発等の動きを注視しながら、売却や貸付に向けた情報収集を行う。</p>	総務部
			<p><尾鷲13号> 【経過】 •H30.3.31 入居者の転居完了 •H30.5 用途廃止手続き •H30.6~ 尾鷲市と県有地内私道の取扱に関する協議 •H31.1~ 尾鷲市との協議に向けた情報収集、検討 •R1.10~ 貸付も考慮した利活用方法の再検討 •R2.4.1 隣接する尾鷲寮入居者の転居完了、用途廃止手続き •R2.8~ 尾鷲寮との一体的な売却を念頭に尾鷲市と県有地内私道の取扱を協議</p> <p>【課題】 •市管理河川へ県が架設したと考えられる橋を通らなければ公道と接道していない •隣接する民家の住民は橋を利用するとともに、県有地内の私道を通行している •売却にあたり必要となる橋と私道の移管にかかる尾鷲市との調整が完了していない</p> <p>【今後の予定】 •橋と私道の譲渡に向けた協議を尾鷲市と継続する •尾鷲市との協議が完了するまでの間は貸付に向けて取り組む</p>	

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
5	社会福祉会館 <直営>	<p>民間活力の導入(PFIなど)</p> <p>当該施設は、社会福祉団体が入居し、高齢者、障がい者、生活困窮者等へ質の高い福祉サービスを提供している。</p> <p>昭和46年に建設後、老朽化が進み、大規模改修の時期が差し迫っていることなどから、建設、資金調達、維持管理、運営等について、PPP／PFI等の民間活力を導入する方向で検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.8～R2.3 PFI導入可能性調査の実施 入居団体へのヒアリング、民間事業者からの実現可能性聴取(サウンディング)調査を実施し、現地建替におけるPFI導入可能性を検討。 維持管理面においてコストの削減が期待でき、PFIの導入効果があることを確認。 ・R2.4～ 課題整理 現地が津波・高潮の浸水想定エリアにあることから、入居団体等とも意見交換を実施し、移転建替えも視野に入れ再検討。 交通の利便性や敷地面積の確保などの観点から建設地を検討し、吉田山会館付近を有力な移転候補地として整理。 ・R3.4～ 入居予定者等との協議 ・R3.7～R3.9 吉田山会館付近において地質調査 調査の結果、地表面から8～9m以深に良好な支持層を確認 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新施設が備えるべき機能・役割を整理のうえ、入居団体等と調整し、施設規模等を確定する必要あり。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R3年度 新施設への入居団体等との調整 ・R4.6 基本構想の策定 ・R4.7～R5年度 PFIアドバイザリー業務委託 	子ども・福祉部
6	鈴鹿病院多目的客室 <無償貸付>	<p>移譲(又は廃止)</p> <p>当該施設は、国立鈴鹿病院の重症心身障害児に係るゲストハウスとして昭和44年に建設された。</p> <p>老朽化が進む中、現在に至るまで親の会が有効に活用、管理運営していることを踏まえて、移譲又は廃止の可能性について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.6～H31.1 親の会との意見交換 ・H31.2 解体撤去を行う方針を決定。土地所有者である鈴鹿病院へ報告 ・H31.4 5年間の無償貸付が更新期日を迎えることから、私物撤去等の準備期間を考慮し、H31.4.1～R1.7.31を貸付期間とする貸借契約を親の会と締結 ・R1.5 鈴鹿病院に取壊しにかかる協力を依頼 ・R1.8 貸付期間満了につき、親の会と共に現地確認を実施 ・R1.12 12月補正にて解体工事費を計上 ・R2.1 解体工事入札手続き ・R2.3 解体工事完了 	子ども・福祉部
7	旧知的障害者更生相談所 <無償貸付>	<p>廃止(売却)</p> <p>当該施設は、知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設を併せた施設として平成11年に建設されたものである。更生施設においては、行動観察により処遇方針を作成するといった事業を行っていたが、平成18年に両施設を廃止した後、平成19年からは社会福祉法人に貸与し、障害者支援施設として、他の施設では対応困難なケースを積極的に受け入れるとともに、行動観察事業の実施等、県の先進的・模範的な取組を推進している。</p> <p>令和3年度までの貸与契約等を締結であることから、契約期間満了後を見据え、両施設の移譲・売却の検討を進める。</p> <p>知的障害者更生相談所については、平成21年度より身体障害者更生相談所と統合し、障害者相談支援センターへ移転。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5～ 貸与先である社会福祉法人と売却に向けた協議 ・R2.10 土地境界確定 ・R3.2 不動産鑑定 ・R3.5 公有財産評価会議において評価額決定 ・R3.11 法人と売却について仮契約締結 ・R3.12 財産処分の議案議決に伴い本契約の効力発生 ・R4.1 所有权移転(引渡し)(完了) 	子ども・福祉部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
8	旧小児心療センターあすなろ学園、同分校 旧草の実リハビリテーションセンター	<p>教育委員会への管理替え</p> <p>当該施設は、老朽化に伴い、平成29年6月、子ども心身発達医療センターを新規開設したため、旧施設となっている。</p> <p>跡地の有効活用が見込まれることから、建物を解体し、土地を売却する方向で検討を進めてきたが、見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会が利用（うち一部は津市へ譲渡）」へ変更</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.3 解体工事完成 ・R1.5～R2.3 用地測量業務の実施 ・R1.6～R1.11 地盤変動影響調査（事後）業務の実施 ・R1.9～R2.8 用地境界立会の実施 ・R2.7～9 家屋補償契約 ・R2.10 境界確定完了 ・R2.11 見直しの考え方及び方向性を、「売却」から「教育委員会による盲学校・聾学校の建築用地利用」へ変更。また、用地のうち一部は「津市へ調整池用地として譲渡」へ変更。 ・R3.3 教育委員会への管理替え完了 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4 調整池用地を津市へ有償譲渡 	子ども・福祉部
9	交通安全研修センター <指定管理>	<p>団体研修特化型施設として継続</p> <p>当該施設は、参加・体験・実践型の交通安全教育を行うため、平成7年に建設された。</p> <p>当該施設での研修について、ほとんどの受講者が交通安全に対する意識が向上している。（受講者アンケートより）</p> <p>県内の人口10万人当たり交通事故死者数は全国的には上位であり、交通安全教育は警察、市町、関係機関・団体等においても実施されていることから、取組の更なる効率化を図る必要がある。</p> <p>このことから、専門的かつ高度な参加・体験・実践型の教育を提供できる県交通安全教育の中核施設として、現有施設・設備の強みを生かした団体研修特化型施設として研修受入者を増やし、交通事故を減少させていくたい。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.8 団体研修利用者増加手法、施設運営体制の再検証 ・R1.10 協議を踏まえた県の再対応方針の検討 ・R1.11まで 見直し案の効果や費用の検証 ・R2.2 見直しの方向性案を議会で説明 ・R2.6 「三重県交通安全研修センター条例」の一部改正 ・R2.7 次期指定管理者選定委員会の開催 ・R2.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R2.10 9月定例月会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定 ・R2.11 11月定例月会議へ指定管理者指定議案を提出 ・R3.1 指定管理者の指定 ・R3.3 協定の締結 ・R3.4 指定管理者による団体研修特化型施設としての施設管理を開始（完了） 	環境生活部
10	みえ県民交流センター <直営、一部指定管理>	<p>開館日や開館時間等を見直し、施設のあり方等については、引き続き検討</p> <p>当該施設は、県民の自発的な社会貢献に関する活動の促進と国際化の推進を目的に、平成13年に建設された。</p> <p>また、当該施設は、災害時県域で支援活動を行う団体（みえ災害ボランティア支援センター、災害時多言語支援センター）の拠点や連携の場となる機能を有している。</p> <p>今後、開館日時やフロアの活用方策の見直しにより、施設を一層効率的・効果的に活用していく。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.5～7 施設の市場性に関する聴き取りを実施 ・R1.5～9 施設の有効活用策について、関係者や利用者との意見交換を実施 ・R2.3～6 施設の市場性に関する追加聴き取りを実施 ・R2.6～ 施設の有効活用策や移転も含めた施設のあり方について、関係者と協議 ・R2.7～9 開館時間の見直しに関する試行を実施 ・R2.9～ 施設の一部を「就職氷河期世代就労支援センター」として賃貸 ・R3.3 「みえ県民交流センター条例」を一部改正（開館日時の変更） ・R3.4～ オンライン環境の向上に向けた検討を実施 ・R3.6 次期指定管理者選定委員会を開催 ・R3.7～9 次期指定管理者の公募開始・申請受付 ・R3.7～R4.3 「おしごと広場みえ」による土曜日開所を試行 ・R3.10 9月定例月会議に選定過程の状況を報告、選定委員会による審査、指定管理候補者の選定、施設の一部を「三重県生涯現役促進地域連携協議会」に賃貸 ・R3.11 11月定例月会議に指定管理者指定議案を提出 ・R4.1 指定管理者の指定 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き関係者との調整等が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.3 協定の締結 ・R4.4 次期指定管理期間の開始（開館日時の変更開始） 	環境生活部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
14	ゆめドームうえの <指定管理>	<p>「継続」または「民間活力を利用したさらなる施設運営の効率化」</p> <p>当該施設は、平成9年に建設された屋内体育施設である。県有施設としては広域利用が前提となるが、一部の施設の利用者は伊賀市内の居住者が多くを占めていること、維持管理に多額の費用を要していること、今後、多額の改修費用が見込まれることから、一層の広域での利用促進と維持管理費用の削減も含め、今後の見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R1.11～R2.2 民間活力を利用した効率的な施設運営の事例調査検討 ・R1.12 伊賀市へ移譲に関する意向を確認 ・R2.5～R2.9 民間活力導入可能性調査 ・R2.11～R2.12 議会、伊賀市、名張市に見直しの方向性に基づく検討方針を説明 ・R3.8 民間移譲に係る公募開始 ・R3.10 移譲先を決定 ・R3.12 議会において財産処分関連議案を可決 <p>【今後の予定】</p> <p>R4.4.1～ 施設引き渡し</p>	地域連携部
15	三重交通G スポーツ の杜 伊勢(体育館) <指定管理>	<p>継続検討</p> <p>当該施設は、三重交通G スポーツの杜 伊勢(三重県営総合競技場)内における体育館施設として、メインアリーナ(昭和39年)及びサブアリーナ(昭和47年)が建設された。ともに老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、三重交通G スポーツの杜鈴鹿には県営体育館が、近隣には体育館機能を有した県営サンアリーナが存在することから、今後の県営体育館のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <p>○R1.5～R3.3 部内で課題を整理し、見直しの方向性に沿って検討を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営体育館としてのあり方、必要性、広域的役割について整理 ・体育館機能を維持していくための方策(改修・建替)を整理 <p>○R3.5 部としての見直しの方向性について伊勢市と情報交換を実施</p> <p>○R3.6～R4.1 庁内で協議を実施</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直しの方向性の決定に向けて、引き続き庁内で協議を実施 	地域連携部
16	三重県営松阪野球場 <指定管理>	<p>県営存続</p> <p>見直しの考え方に基づいた調査検討や松阪市との協議を行った結果、引き続き県営として存続し、県で最低限必要な維持修繕を実施していく。</p> <p>当該施設は、昭和50年に建設された。老朽化が進んでおり、今後、大規模な改修が必要となること、県内の主要な市営球場と比較して広域性がより高いとは認められないことなどから、今後の県営野球場のあり方も含め、見直しの方向性を定める必要がある。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部内で課題を整理し、見直しの方向性の検討に向けて論点を整理 ・今後の球場のあり方について松阪市と協議を実施(H30年度8回、R元年度6回) ・見直しの方向性を議会で説明 	地域連携部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
17	鳥羽休憩所 (鳥羽ビジターセンター) <直営>	<p>移譲(又は廃止) (令和4年度末までに譲渡又は売却先が確保できなかった場合は、施設を撤去する)</p> <p>当該施設は、伊勢志摩国立公園の総合案内所を目的に昭和47年に建設されたもので、伊勢志摩の歴史や文化等への認識を深めてもらう場として、また、自然体験の総合窓口として情報発信などを行っている。</p> <p>鳥羽市の観光案内所などと一部の機能が重複していること、利用者数が少ないと、県以外の主体が地域のエコツーリズム等の活動拠点として活用できる可能性があることから、関係団体等への移譲、又は廃止について検討を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.1～H30.11 県、市町、国立公園協会を構成員とした検討会において、県有施設の移譲又は廃止について理解が得られた。 ・H30.12～R1.11 施設の譲渡について関係市町や関係団体と個別に調整を行ったところ、どこも受入れは困難との状況であった。そこで、関係市町の協力により、現施設で活動している国立公園協会の拠点の移転先として7箇所を検討し、可能性の高いところから個別に調整を行うこととした。 ・R1.12～R2.2 さらに移転先を絞り込み、利用者数、エコツーリズムの活動拠点、既存施設との相乗効果の観点を踏まえ調整を進めた。 ・R2.3 国立公園協会とともに移転候補先との調整を行った。 ・R2.6 国立公園協会総会(書面)資料により協会の「他の施設への移転」が協会会員へ周知された。 ・R2.7 国立公園協会とともに8箇所目となる移転候補先の現地を調査した。 ・R2.9 国立公園協会の臨時理事会において、移転先が決定された。 ・R3.1 国立公園協会から、R3.9に拠点を鳥羽市内に移転するとの報告があった。 ・R3.9 国立公園協会の拠点が鳥羽市内に移転した。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設譲渡について、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえ、慎重に進める必要がある。 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立公園協会の拠点が移転したことから、関係市町や国立公園協会の意向を踏まえて、地元企業等への施設の譲渡又は売却、あるいは取壊しを決定する。 	農林水産部
18	(鈴鹿山麓リサーチパーク関係施設) 鈴鹿山麓研究学園都市センター ^{<直営>}	<p>廃止(解体撤去)</p> <p>当該施設は、科学技術の振興及び県内産業の高度化を図る目的で平成10年に建設された。企業向けに会議室等の貸出しを行ってきたが、施設の稼働率が低調なことや、維持管理に多額の費用を要することなどから、平成31年4月から休館している。</p> <p>老朽化に伴い必要となっている大規模修繕費及び維持管理経費に見合う利活用が見込めないことから、施設を廃止・解体のうえ、四日市市から借りている土地を返還する方向で見直しを進める。</p>	<p>令和元年度で都市センター廃止。 建物を解体のうえ、土地を四日市市へ返還する。</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H31.4～ 休館 ・R2.3 条例廃止(議会) ・R2.3末 廃館 ・R2.4～ 建物解体の設計 ・R3.8～ 解体工事入札手続き ・R3.11 解体工事着手 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.10 解体工事完了 ・R4.11以降 土地の返還 	雇用経済部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
19	北勢中央公園 <指定管理>	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菰野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。</p> <p>現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> ・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること ・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと ○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菰野町)に説明 ○上記方針に基づき取組を実施 ○コロナ禍の中、公園利用者が効果的に運動できるよう健遊具を設置した(みんつく予算) <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○用地買収を早期に完了させるため、地権者と協議を進める ○公園施設を適正に維持管理するため、管理用通路(園路)等の整備を進める ○未利用地の利活用については、引き続き検討を継続 	県土整備部
20	熊野灘臨海公園 <指定管理>	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。</p> <p>施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響などを勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理 <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方にについての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめてること ○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方にに関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討 ○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行ったため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を3回開催し、下記の方針を決定 <ul style="list-style-type: none"> ・既存プールは廃止し、新たな集客・誘客施設として規模を縮小したうえで海水浴場に隣接したプールを再整備 ・プール跡地は大規模地震発生における公園利用者の避難地として活用できる高台広場として整備 ○プールの再整備計画等を踏まえた具体的な維持修繕計画を策定 ○令和2年度は、プール施設の詳細設計を実施。また、公園施設を活用したワーケーションを推進するため、老朽化したコテージの改修設計およびコテージへの通信環境(Wi-Fi)を整備 ○令和3年度は、老朽化したコテージの改修工事が完了したほか、プール予定地の造成工事に着手 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度に策定した維持修繕計画に基づき、公園施設の適正な維持管理を進めていく ○プールについては令和5年夏まで、高台広場は令和8年度中の完成をめざす 	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
21	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP／PFIなど)</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところであるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設(鈴鹿青少年センター)においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R2.10 公募型設置管理許可制度(Park-PFI)により駐車場や飲食施設(民間提案)などを整備する方針を決定 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザリー業務契約締結) ・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見通し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取 ・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定期月会議) ・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表 ・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札) ・R4.1 落札決定 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.3 事業契約 ・R5.2 リニューアルオープン(公園) (以下参考) ・R6.4 リニューアルオープン(青少年センター) <p>—参考—</p> <p>〈サッカースタジアム建設について〉</p> <p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R2.1.29 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事要望(鈴鹿市、鈴鹿市サッカー協会、(株)アンリミテッド) ・R2.10.28 「鈴鹿青少年の森」敷地内へのサッカースタジアム建設に係る知事への協力依頼(鈴鹿市、(株)アンリミテッド)および報道発表 ・R3.6.29 鈴鹿市に対し、都市公園法第5条の規定によるスタジアムの設置管理を許可 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R5.2 スタジアム完成(予定) 	国土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
22	鈴鹿青少年センター <指定管理>	<p>民間活力の導入(PPP／PFIなど)</p> <p>当該施設は、自然に親しむ機会を青少年に提供するため昭和59年に建設され、宿泊・自然体験活動等を実施している。</p> <p>学校・クラブ等による青少年の健全育成を目的とした利用を基本としつつ企業・家族等の利用が一定数を占めていること、指定管理料の削減に努めてきたものの依然として多額の維持管理費がかかっていること、鈴鹿青少年の森に隣接し好立地にあり子どもの集団宿泊・体験活動の場としての機能を果たす民間による活用も考えられるなどを考慮し、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30.8 「平成30年度第1回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、民間事業者から民間活力の導入について意見を聴取 ・H30.11 「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、県土整備部とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取 ・R1.6～R2.1 「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を実施 ・R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ボテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取 ・R2.9 民間事業者のコロナ禍の影響や投資意欲についてヒアリングを実施 ・R3.2 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業者の公募準備を開始(アドバイザリー業務契約締結) ・R3.4 PFI法第15条に基づき「実施方針策定見通し」を公表、民間事業者への参加意欲及び事業全般に対する意見を聴取 ・R3.6 条例改正および債務負担行為設定の議案を可決(6月定期例会議) ・R3.6 PFI法第5条に基づき「実施方針および要求水準書(案)」の公表 ・R3.8 入札公告(総合評価一般競争入札) ・R4.1 落札決定 <p>【課題】</p> <p>R4.3の事業契約に向け、契約手続き等を着実に進めいく必要がある</p> <p>【今後の予定】</p> <p>R4.3 事業契約および条例改正(議案事項) (以下参考)</p> <p>R5.2 リニューアルオープン(公園) R6.4 リニューアルオープン(青少年センター)</p>	教育委員会

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
23	旧職員公舎等(27施設) (直営)	<p>建物付きで処分可能な物件について積極的に処理検討</p> <p>当該施設は、警察職員向けの公舎等として建設されたものであるが、現在は老朽化等によりその用途を廃止している。 維持管理費が必要となっていることから、建物付きで売却可能な物件があれば、処理を進めることを検討する。</p>	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H29.12 旧職員公舎等(37施設)が見直し対象 敷地が県有地の物件を建物付きで売却すべく管財課と協議 県有地以外の物件は、解体又は譲渡すべく関係機関と協議 ・H30.2 旧島津公舎を用途廃止で追加(38施設) ・H30.3 旧職員公舎2施設(旧神田公舎、旧島津公舎)を無償譲渡(36施設) ・H30.9 旧四日市北警察署を用途廃止で追加(37施設) ・R1.5 旧若葉町住宅を建物付きで売却(36施設) ・R1.11 旧大長公舎の土地を東員町に返還(旧公舎は東員町が解体)(35施設) ・R2.3 旧穂原警察官駐在所を解体、土地を南伊勢町に返還(34施設) 旧和具第一警察官駐在所を用途廃止で追加(35施設) ・R2.4 旧和具第二警察官駐在所を用途廃止で追加(36施設) 旧森住宅を建物付きで売却(35施設) ・R3.1 旧紀伊長島住宅を解体、土地を紀北町に返還(33施設) 旧妙法寺住宅を解体、土地を津市に返還(32施設) ・R3.3 旧泉第二住宅を解体、県管財課と土地返還に向け協議(31施設) 旧城田警察官駐在所を解体、土地をJA伊勢に返還(30施設) ・R3.5 旧大谷住宅A棟、B棟、C棟を解体、土地を松阪市に返還(27施設) ・R3.6 旧職員公舎2施設(旧八知公舎、旧竹原公舎)について、今後の利活用が見込めなくなったため、追加(29施設) 旧大宮住宅を用途廃止で追加(30施設) ・R3.8 旧向井住宅A棟及びB棟を解体、県管財課と土地返還に向け協議(28施設) ・R4.1 旧塔世寮を解体(27施設) ・R4.2 旧多度住宅の売却に向けた入札公告実施 《底地所有者による分類》 県有地 13施設 国有地 2施設 県・国有地以外 12施設 合計27施設 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体に要する経費(試算)が高額である。 ・敷地が県・国有地以外の物件は、建物を譲渡できない場合には、更地にしての返還が必要 <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧御殿場住宅、旧河原田住宅1号館、2号館、旧ベルハイツ松阪、旧池ノ脇住宅1号館、2号館については、売却に向けた取組み(立会、測量、分筆等)を進めている。 ・外22施設については売却が見込めないため、建物解体、土地の返還を行う。 	警察本部